

資 料

(酒税・たばこ税関係)

目 次

・ 酒税の税率	1
・ 酒類課税数量と課税額の推移	2
・ ビール・発泡酒の課税数量と発泡酒比率の推移（大手5社ベース）	3
・ ビール・発泡酒の課税額の推移	4
・ 酒類別の課税数量の推移	5
・ 課税数量の構成の推移	6
・ 酒税法における酒類の定義及び分類	7
・ 欧米諸国の酒税制度の概要	8
・ 酒税負担割合の国際比較	9
・ たばこ税等の税率	10
・ 紙巻たばこの税負担割合等の推移（旧3級品を除く）	11
・ 諸外国の紙巻たばこの税負担割合等	12
・ 主要国における1997年（平成9年）以降の紙巻たばこに係る主な税負担の見直し	13
・ 諸外国の紙巻たばこのたばこ税の動向	14
・ 国税収入・地方税収入に占めるたばこ税収の割合の推移	15
・ （参考）たばこ税収等の推移	16
・ 国税・地方税の税収総額とたばこ税等の税収の推移	17
・ 紙巻たばこの販売数量の推移	18
・ 喫煙者率の推移	19
・ 「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（抄）	20
・ WHOたばこ対策枠組条約について	21

酒税の税率

区 分		アルコール分	1ℓ当たり税率	アルコール分 1度当たり税率
		度	円	円
清 酒		15.0	140,500	9,367
合 成 清 酒		15.0	79,300	5,287
し ょ う ち ゆ う		20.0	198,480	9,924
		25.0	248,100	
		35.0	347,340	
み り ん		13.5	21,600	1,600
ビ ー ル		—	222,000	44,400
果 実 酒 類	果 実 酒	—	56,500	4,708
	甘 味 果 実 酒	12.0	98,600	8,217
ウ イ ス キ ー 類		40.0	409,000	10,225
ス ピ リ ッ ツ 類		37.0	367,188	9,924
リ キ ュ ー ル 類		12.0	119,088	9,924
雑 酒	発泡酒(麦芽50%以上)	—	222,000	44,400
	〃 (麦芽25～50%未満)	—	152,700	30,540
	〃 (その他)	—	105,000	21,000
	粉 末 酒	—	320,500	—
	その他の雑酒(みりん類似)	13.5	21,600	1,600
	〃 (その他)	12.0	98,600	8,217

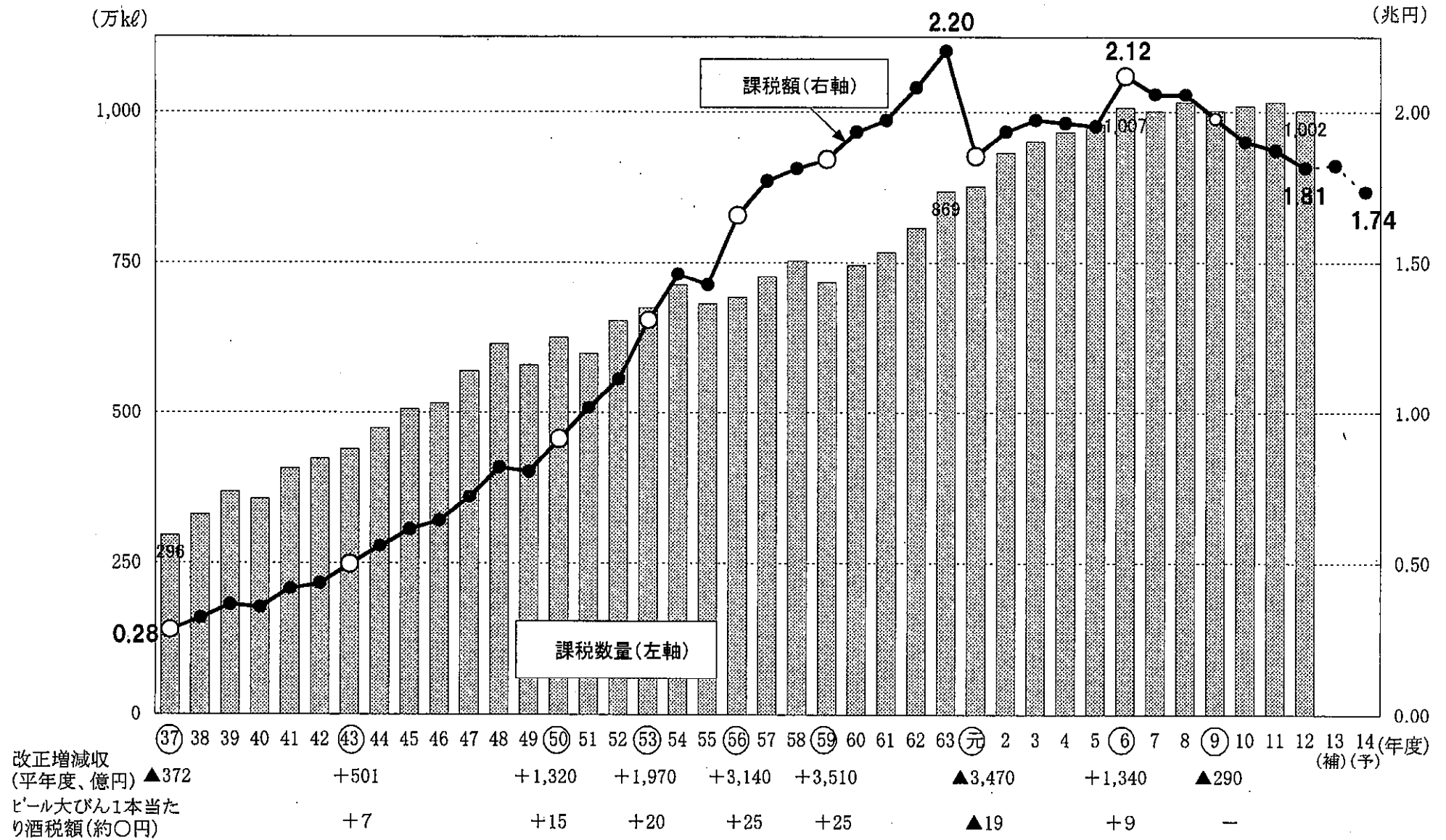
(参考)通常商品1本当たりの酒税額等

容 量 等	標準的な価格 (消費税抜き)	1本当たり の酒税額	酒 税 負担率
	円	円	%
上撰 15度 1.8ℓ 720Mℓ	1,835 777	252.90 101.16	13.8 13.0
15度 1.8ℓ	1,058	142.74	13.5
25度 1.8ℓ			
甲類	1,370	446.58	32.6
乙類(いも)	1,620	446.58	27.6
本みりん 13.5度 1.8ℓ	1,184	38.88	3.3
350Mℓ缶	218	77.70	35.6
720Mℓ	780	40.68	5.2
14度 550Mℓ	540	63.27	11.7
40度 700Mℓ	1,510	286.30	19.0
40度 720Mℓ	980	285.81	29.2
チューハイ 7度 350Mℓ	140	27.78	19.8
麦芽25%未満 350Mℓ缶	145	36.75	25.3

(注) 1. アルコール分は、基準アルコール分である。

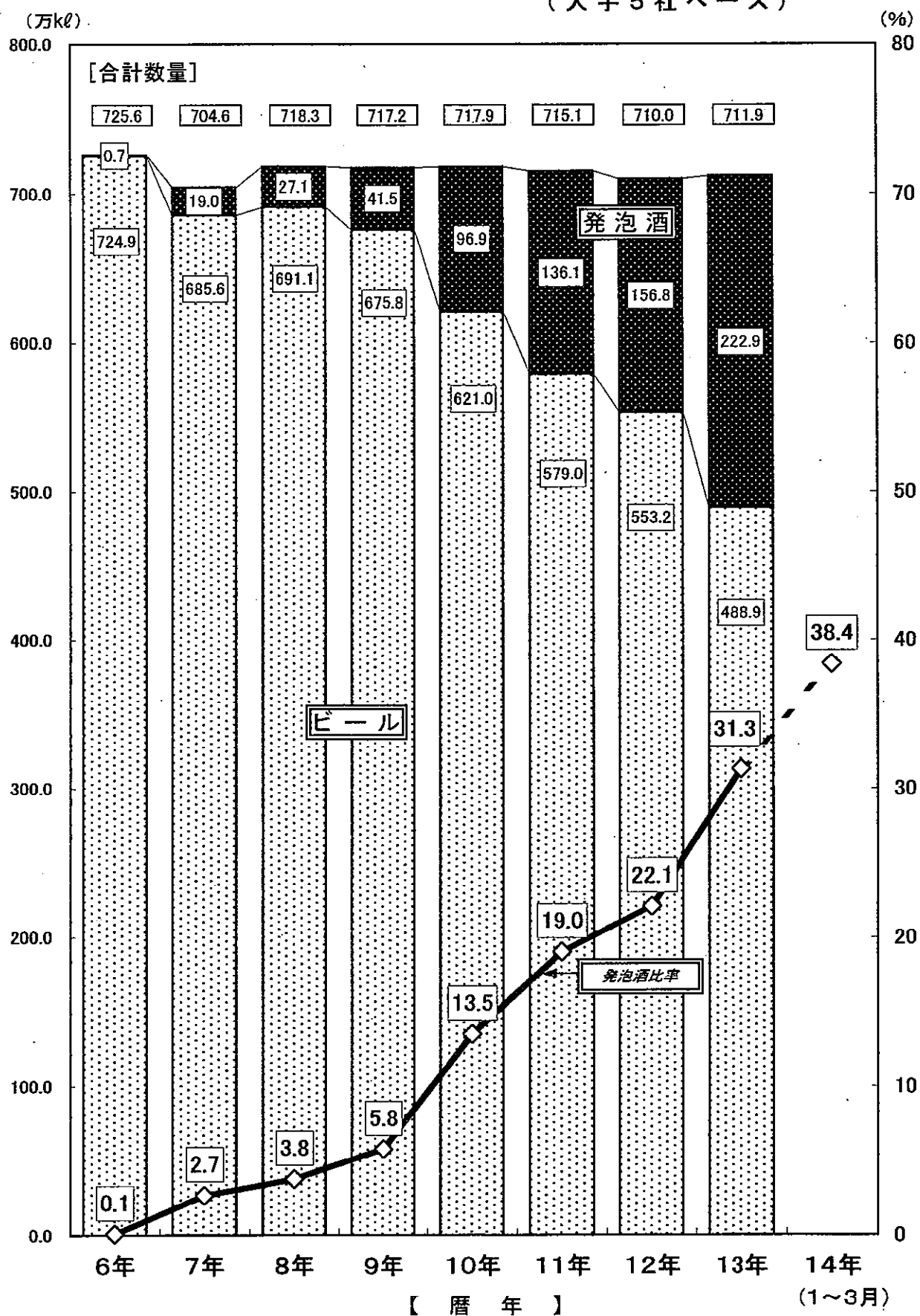
2. アルコール分1度当たりの税率のうち、ビール・発泡酒はアルコール分を5度、果実酒は12度として算出している。

酒類課税数量と課税額の推移

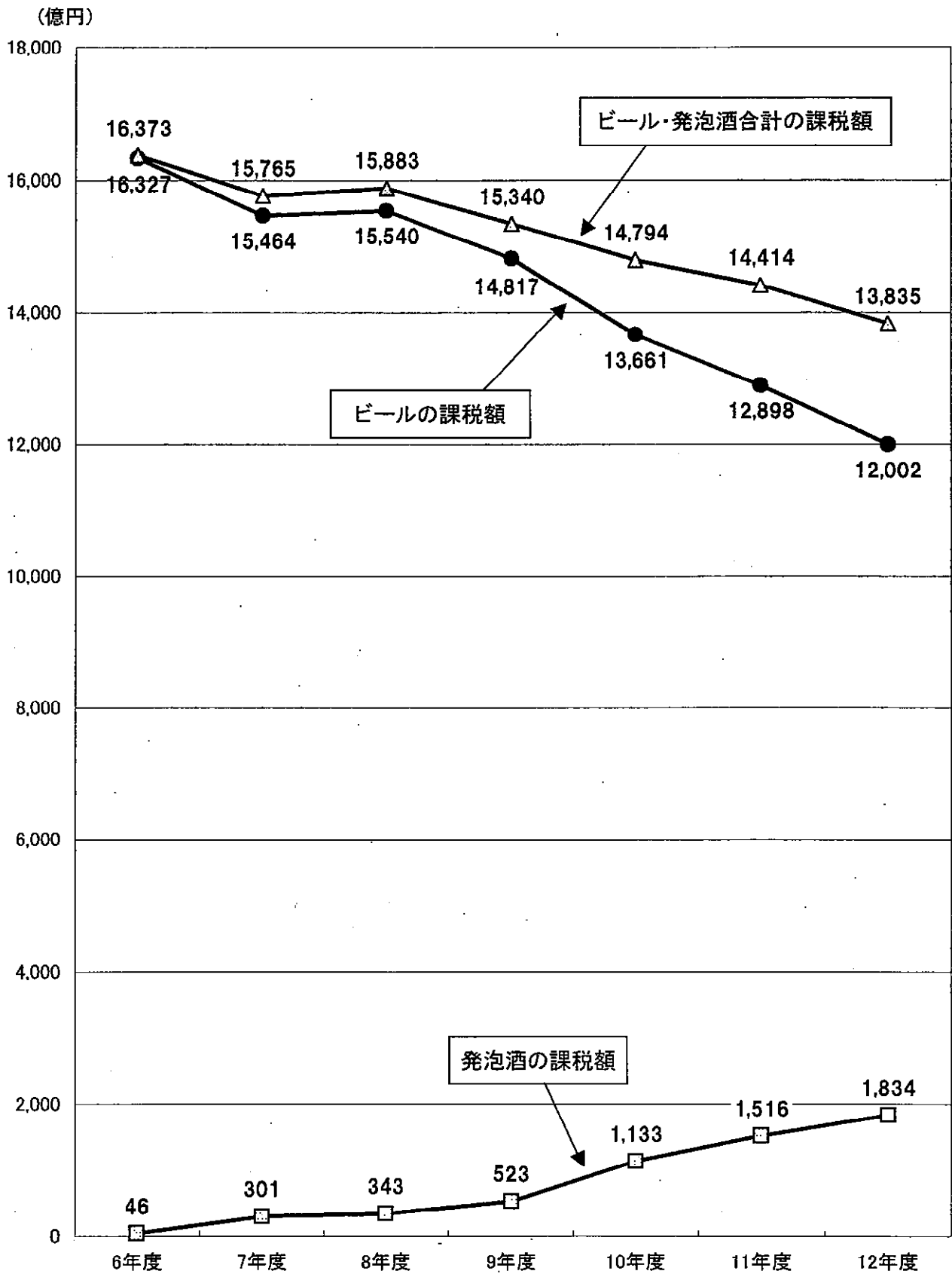


(注) 13年度の課税額は補正後予算額、14年度の課税額は当初予算額である。

ビール・発泡酒の課税数量と発泡酒比率の推移
(大手5社ベース)

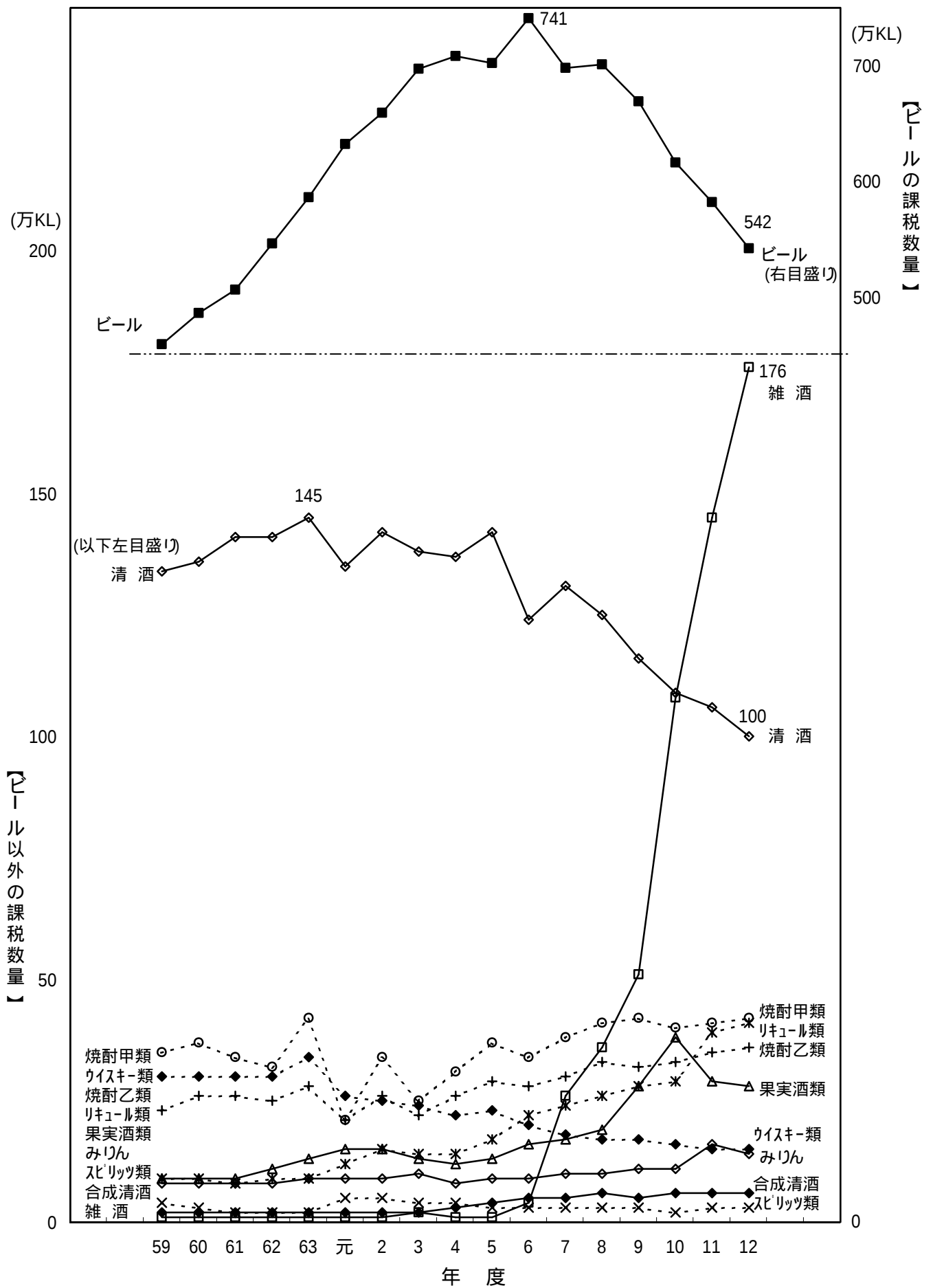


ビール・発泡酒の課税額の推移

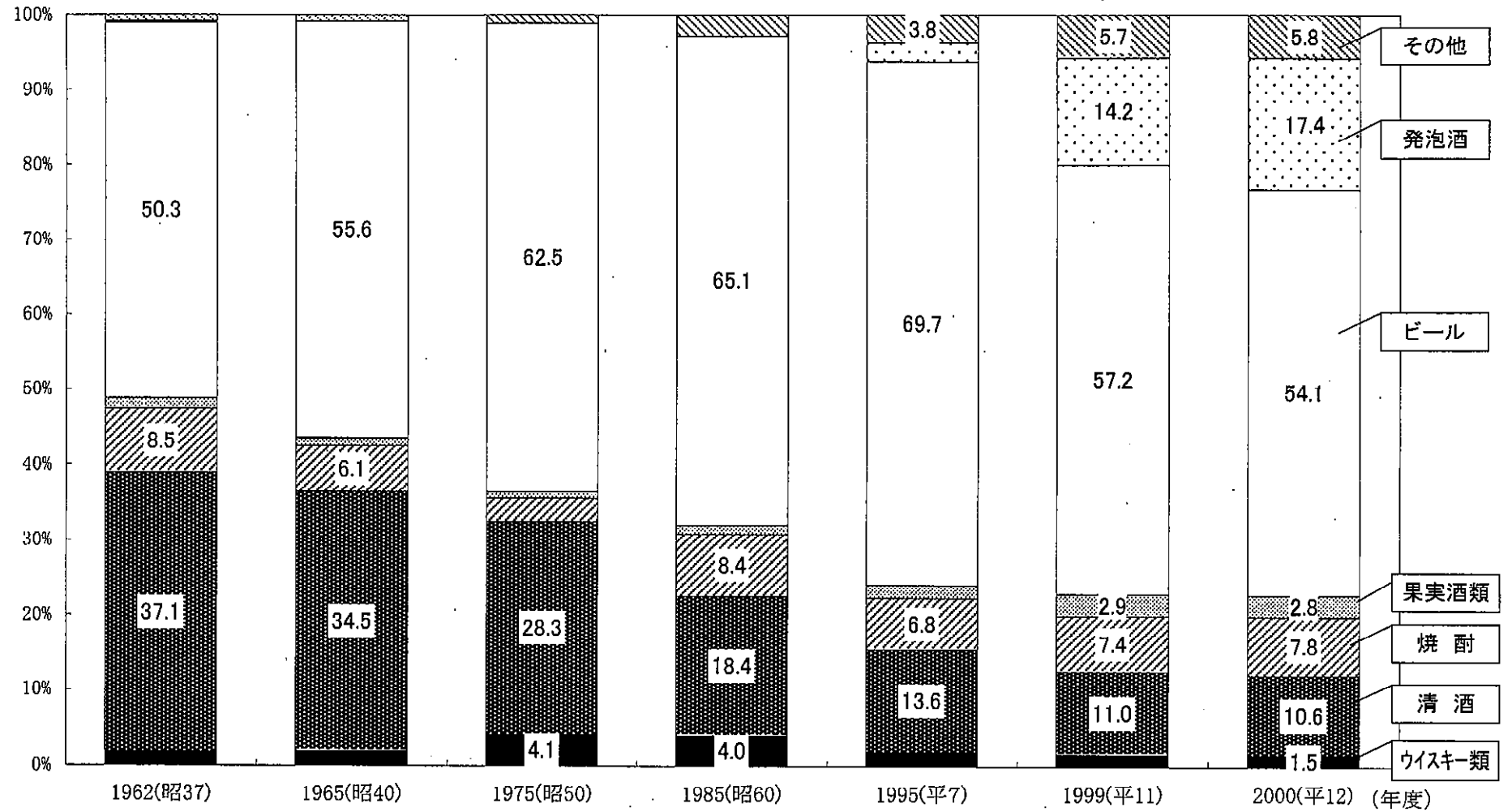


(注) 国税庁調べ。

酒類別の課税数量の推移



課税数量の構成の推移



(注) 国税庁調べ

酒税法における酒類の定義及び分類

種 類 (酒税法第3条)	品 目 (酒税法第4条)	主 な 製 造 方 法	備 考
酒 類 (定義—アルコール分一度以上の飲料をいう。(酒税法第2条))	清 酒	* 米・米こうじ・水を原料として発酵させてこしたものの * 米・米こうじ・水・その他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたものの	
	合 成 清 酒	* アルコール・しょうちゅう・ぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの	
	しょうちゅう	しょうちゅう甲類 * アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分36度未満のもの しょうちゅう乙類 * アルコール含有物を上記以外の蒸留機で蒸留したものでアルコール分45度以下のもの	
	み り ん	* 米・米こうじにしょうちゅう又はアルコール・その他政令で定める物品を加えてこしたものの	
	ビ ー ル	* 麦芽・ホップ・水を原料として発酵させたもの	
	果 実 酒 類	果 実 酒 * 果実を原料として発酵させたもの 甘 味 果 実 酒 * 果実酒に糖類・ブランデー等を混和したもの	(例) ぶどう酒、りんご酒
	ウイスキー類	ウ イ ス キ ー * 発芽させた穀類・水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの ブ ラ ン デ ー * 果実・水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの	
	スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ * 清酒からウイスキー類までのいずれにも該当しない酒類でエキス分2度未満のもの 原料用アルコール * アルコール含有物を蒸留したものでアルコール分45度を超えるもの	(例) ジン、ウォッカ、ラム
	リキュール類	* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの	(例) ペパーミント、キュラソー
	雑 酒	発 泡 酒 * 麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの 粉 末 酒 * 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの そ の 他 の 雑 酒 * 清酒から粉末酒までのいずれにも該当しない酒類	

欧米諸国の酒税制度の概要

(平成14年(2002年)1月現在)

区 分	E C 指 令	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ア メ リ カ
税 目	アルコール税	酒税	蒸留酒専売益金、ビール税(州税) 発泡ぶどう酒及び中間製品税	アルコール消費税、ビール等消費 税、ぶどう酒・りんご酒等流通税	酒税
主な税率	(1) <u>エチルアルコール</u> 純アルコール1 h ℓにつき 550ユーロ以上 ただし、1,000ユーロ以下の 税率を適用している加盟国はそ の税率を引き下げてはならず、 1,000ユーロ超の税率を適用し ている加盟国は1,000ユーロ未 満に引き下げてはならない。 (2) <u>ビール</u> 1 h ℓにつき 1 プラトー度ごとに 0.748ユーロ以上 又は、 1 h ℓにつき アルコール1度ごとに 1.87ユーロ以上 (3) <u>ワイン</u> 1 h ℓにつき 0ユーロ以上 (4) <u>中間製品</u> 1 h ℓにつき 45ユーロ以上	(1) <u>蒸留酒</u> 純アルコール1 ℓにつき 19.56ポンド (2) <u>ビール</u> 最終製品1 h ℓにつきアル コール1度毎に 11.89ポンド (3) <u>ぶどう酒・混成ぶどう酒</u> 1 h ℓにつき 4度以下 47.58ポンド 4度超5.5 度以下 65.42ポンド 5.5度超15度以下154.37ポンド 15度超22度以下 205.82ポンド 22度超 純アルコール1 ℓにつき 19.56ポンド (<u>発泡性のあるもの</u>) 1 h ℓにつき 5.5度超8.5度以下166.70ポンド 8.5度超15度以下 220.54ポンド (4) <u>りんご酒</u> 1 h ℓにつき 7.5度以下 26.13ポンド 7.5度超8.5度以下 39.21ポンド (<u>発泡性のあるもの</u>) 1 h ℓにつき 5.5度超8.5度以下166.70ポンド	(1) <u>蒸留酒</u>専売益金 純アルコール1 h ℓにつき 1,303ユーロ (2) <u>ビール</u>税 1 h ℓにつき 1 プラトー度ごとに 0.787ユーロ (注) プラトー度とは、ビールの 麦汁エキスの基本濃度で、ビ ール 100グラム当たりのグラ ム数で示される。 (3) 発泡ぶどう酒及び中間製品税 (イ) <u>発泡ぶどう酒</u> 1 h ℓにつき ・原則 136ユーロ ・アルコール濃度6%未満 51ユーロ (ロ) <u>中間製品</u> 1 h ℓにつき ・原則 153ユーロ ・アルコール濃度15%未満 102ユーロ ・発泡ぶどう酒用の容器に入っ ているもの、あるいは、炭酸 濃度が一定以上のもの 136ユーロ	(1) アルコール消費税 (イ) <u>蒸留酒</u> 純アルコール1 h ℓにつき (a) <u>ラム酒</u> 835ユーロ (b) <u>その他のアルコール製品</u> 1,450ユーロ (ロ) <u>中間製品</u> 製品1 h ℓにつき (a) <u>天然甘味ぶどう酒及び</u> <u>甘味ぶどう酒</u> 54ユーロ (b) <u>その他</u> 214ユーロ (2) <u>ビール</u>等消費税 製品1 h ℓにつきアルコール 1度ごとに (a) アルコール度数 2.8度以下 のもの 1.30ユーロ (b) その他 2.60ユーロ (3) ぶどう酒・りんご酒等流通税 製品1 h ℓにつき (a) <u>発泡ぶどう酒</u> 8.40ユーロ (b) <u>その他のぶどう酒</u> 3.40ユーロ (c) <u>りんご酒等</u> 1.20ユーロ	(1) <u>蒸留酒</u> 1 ブルーフ・ガロンにつき 13.50ドル (2) <u>ビール</u> 31ガロンにつき 18.00ドル (3) <u>ぶどう酒</u> 1 ガロンにつき 14度以下 1.07ドル 14度超21度以下 1.57ドル 21度超24度以下 3.15ドル 1 ブルーフ・ガロンにつき 24度超 13.50ドル (4) <u>発泡ぶどう酒</u> 1 ガロンにつき シャンパン等 3.40ドル 人工炭酸酒 3.30ドル (注) 1 ブルーフ・ガロンとはア ルコール分50度のもの3.7854 ℓ(1ガロン)をいう。 (例) ニューヨーク市 ・州酒税 1 ガロンにつき 蒸留酒 6.44ドル ビール 12.50セント ぶどう酒 18.93セント ・市酒税 1 ガロンにつき 蒸留酒 1.00ドル ビール 12セント ぶどう酒 24度超のみ 1.00ドル ・小売上税 小売価格の8.25%
備 考	付加価値税 標準税率 15%以上	付加価値税 税率 17.5%	付加価値税 税率 16%	付加価値税 税率 19.6%	

酒 税 負 担 割 合 の 国 際 比 較

(平成14年 1 月現在)

区 分		日 本	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ア メ リ カ
蒸 留 酒	銘 柄	オールド <マイルド&スムーズ>	ティーチャーズ	ラッケ	レミーマルタン VSOP	ジャック・ダニエル
	アルコール分・容量	40度 700ml	40度 700ml	40度 700ml	40度 700ml	43度 750ml
	小 売 価 格	1,585円	2,086円	863円	2,947円	2,508円
	税 額	361.77円	1,263.68円	513.05円	921.49円	651.64円
	(うち酒税)	(286.30円)	(952.96円)	(394.03円)	(438.48円)	(460.47円)
	負 担 率	(18.1%) 22.8%	(45.7%) 60.6%	(45.7%) 59.4%	(14.9%) 31.3%	(18.4%) 26.0%
ビ ー ル	銘 柄	主要銘柄	ニューカッスル・ブラウンエル	ケニヒ・ビルスナー	クローネンブール	バドワイザー
	容 量	350ml	550ml	500ml	330ml	355ml
	小 売 価 格	228円	259円	64円	96円	105円
	税 額	88.55円	92.09円	13.89円	20.41円	17.44円
	(うち酒税)	(77.70円)	(53.48円)	(5.10円)	(4.63円)	(9.44円)
	負 担 率	(34.1%) 38.8%	(20.6%) 35.6%	(8.0%) 21.7%	(4.8%) 21.3%	(9.0%) 16.6%
ワ イ ン	銘 柄	レゼルブ	アスタ・シャブリ (仏産)	クオリテッツ	ボジョレー	ベリンジャー・シャルドネ 1999
	容 量	720ml	750ml	750ml	750ml	750ml
	小 売 価 格	819円	1,216円	552円	539円	1,842円
	税 額	79.68円	382.60円	76.12円	91.07円	170.84円
	(うち酒税)	(40.68円)	(201.45円)	(ー 円)	(2.75円)	(30.44円)
	負 担 率	(5.0%) 9.7%	(16.6%) 31.5%	(ー %) 13.8%	(0.5%) 16.9%	(1.7%) 9.3%

(備考) 1. 諸外国は現地調査によるものである。

2. 税額には、EU各国は付加価値税の額を含み、アメリカは連邦税のほか州及び市（ニューヨーク市）の酒税及び小売売上税を含む。

3. 邦貨換算には、次の換算率を用いた。1 ポンド＝174円、1 ユーロ＝108円、1 ドル＝122円

4. () 書は酒税のみの負担額及び負担率である。

たばこ税等の税率

区 分 種 類	国のたばこ税	地 方 の たばこ 税			小 計	たばこ特別税	合 計
		道 府 県	市 町 村	計			
紙 巻 たばこ	(円/千本) 2,716	(円/千本) 868	(円/千本) 2,668	(円/千本) 3,536	(円/千本) 6,252	(円/千本) 820	(円/千本) 7,072
パイプたばこ							
葉巻たばこ							
刻みたばこ かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
旧3級品の紙巻たばこ	1,289	413	1,266	1,679	2,968	389	3,357
平成14年度予算・ 地方財政計画額	(億円) 8,480	(億円) 2,713	(億円) 8,339	(億円) 11,052	(億円) (19,532)	(億円) 2,558	(億円) (22,090)

(注) 1. たばこ特別税は平成10年12月1日から施行。

また、恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、国のたばこ税の税率が引き下げられ、同額、地方のたばこ税の税率が引き上げられた(平成11年5月1日から施行。410円/千本(旧3級品は195円/千本))。その結果、国のたばこ税とたばこ特別税の合計の千本当たりの税率は3,536円/千本(地方のたばこ税の合計に同じ。)となっている。

2. 国のたばこ税収(8,480億円)のうち、25%は地方交付税として地方に配分される。

3. パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。

4. 旧3級品の紙巻たばこは、エコー(150円)、わかば(160円)、しんせい(150円)、ゴールデンバット(110円)、バイオレット(150円)及びウルマ(160円)の6銘柄の紙巻たばこをいう。

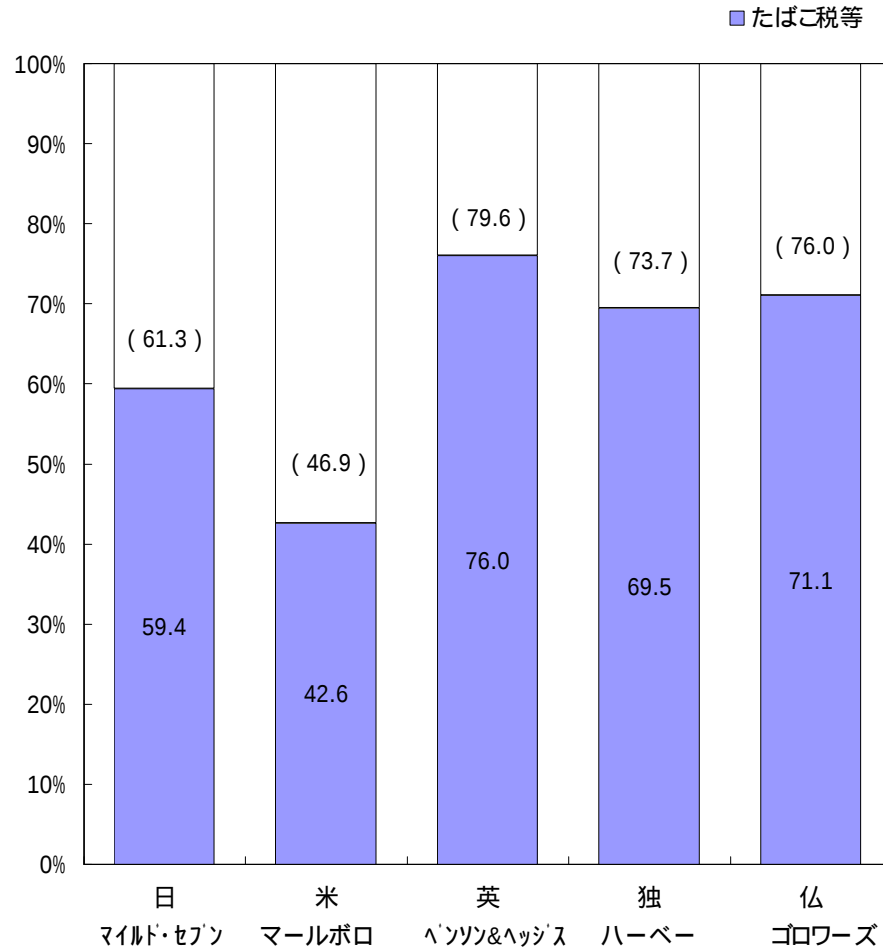
紙巻たばこの税負担割合等の推移（旧３級品を除く）

年 度	平均価格	消費税額	消費税抜き			合 計 税 額 (たばこ税・消費税) の負担割合
			平 均 価 格	国・地方の たばこ税額	たばこ税の 負 担 割 合	
元	円 / 20本 224.80	円 6.54	円 / 20本 218.26	円 125.04	% 57.3	% 58.5
2	226.01	6.58	219.43	125.04	57.0	58.2
3	227.45	6.62	220.83	125.04	56.6	57.9
4	228.40	6.65	221.75	125.04	56.4	57.7
5	229.31	6.67	222.64	125.04	56.2	57.4
6	230.15	6.70	223.45	125.04	56.0	57.2
7	230.57	6.71	223.86	125.04	55.9	57.1
8	231.01	6.72	224.29	125.04	55.7	57.0
9	239.09	11.38	227.71	125.04	54.9	57.1
10(4~11)	239.04	11.38	227.66	125.04	54.9	57.1
10(12~3)	257.79	12.27	245.52	141.44	57.6	59.6
11	257.89	12.28	245.61	141.44	57.6	59.6
12	258.27	12.29	245.98	141.44	57.5	59.5
13	258.40	12.30	246.10	141.44	57.5	59.5

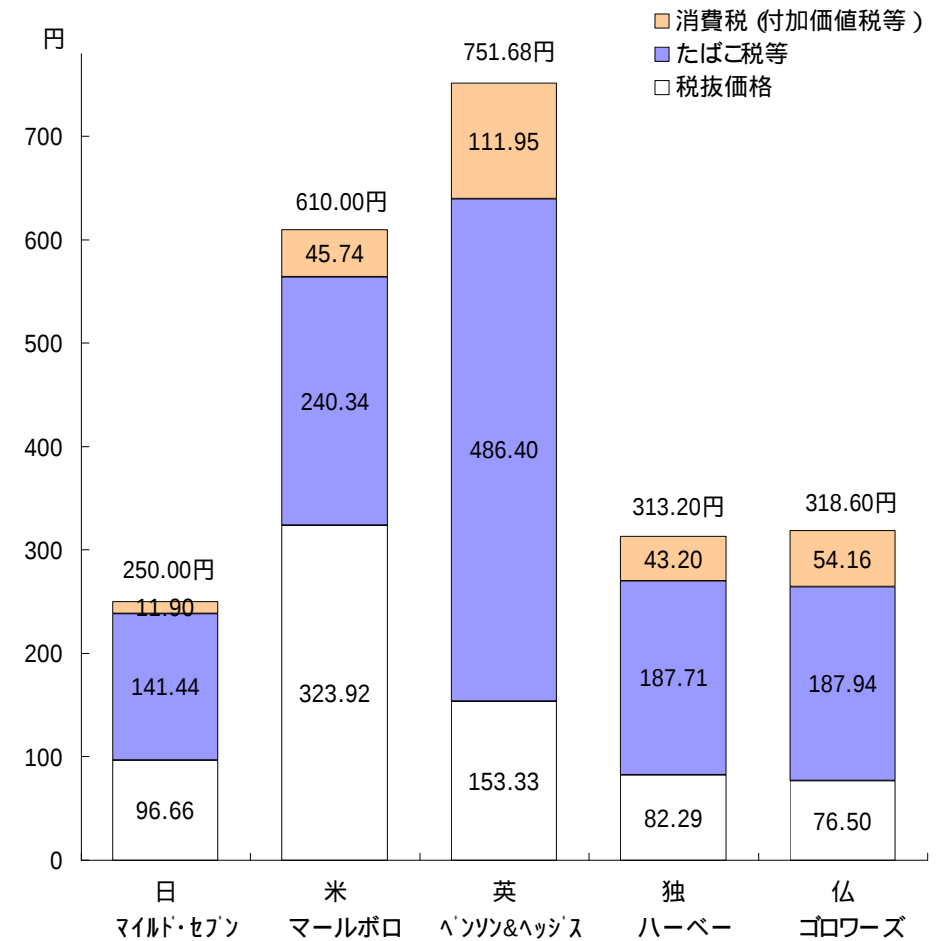
（注）平成10年12月以降のたばこ税には、たばこ特別税を含む。

諸外国の紙巻たばこの税負担割合等

○消費税(付加価値税等)抜き小売価格に占めるたばこ税等の割合



○1箱当たりの価格と税額



(注) 1 平成14年4月現在の価格に基づく1箱20本、ドイツは19本当たりの数値である。

2 アメリカの数値はニューヨーク市を例示している。

3 ()内は、消費税(付加価値税等)込み小売価格に占めるたばこ税等及び消費税(付加価値税等)の割合である。

4 各国の付加価値税等の税率は次のとおり。日本(消費税等)6%、アメリカ(小売売上税)8.25%、イギリス17.5%、ドイツ16%、フランス19.6%

5 邦貨換算には、次のレートを用いた。1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円

主要国における 1997 年（平成 9 年）以降の紙巻たばこに係る主な税負担の見直し

1. 日 本

平成 10 年（1998 年）12 月、国鉄・国有林野累積債務を一般会計に承継することに伴う一般会計の財源の補完措置として、平成元年度以降低下している税負担を回復する範囲でたばこ特別税を創設（0.82 円／本）。

2. 米 国

(1) 連邦税

たばこ消費抑制の観点から、2000 年 1 月と 2002 年 1 月の 2 段階に分けて合計 0.75 セント／本の税率引上げを行っている。

(2) 州税（ニューヨーク州の場合）

たばこ消費抑制の観点から、たばこ税の税率を 2000 年 3 月に 2.75 セント／本、2002 年 4 月に 1.95 セント／本、それぞれ引き上げている。

3. 英 国

- ・ たばこ消費抑制の観点から、2000 年度まで毎年、実質年間 3%以上の税率引上げを行っている。
- ・ 2001 年度及び 2002 年度については、物価上昇に合わせた税率引上げを行っている。

4. ドイツ

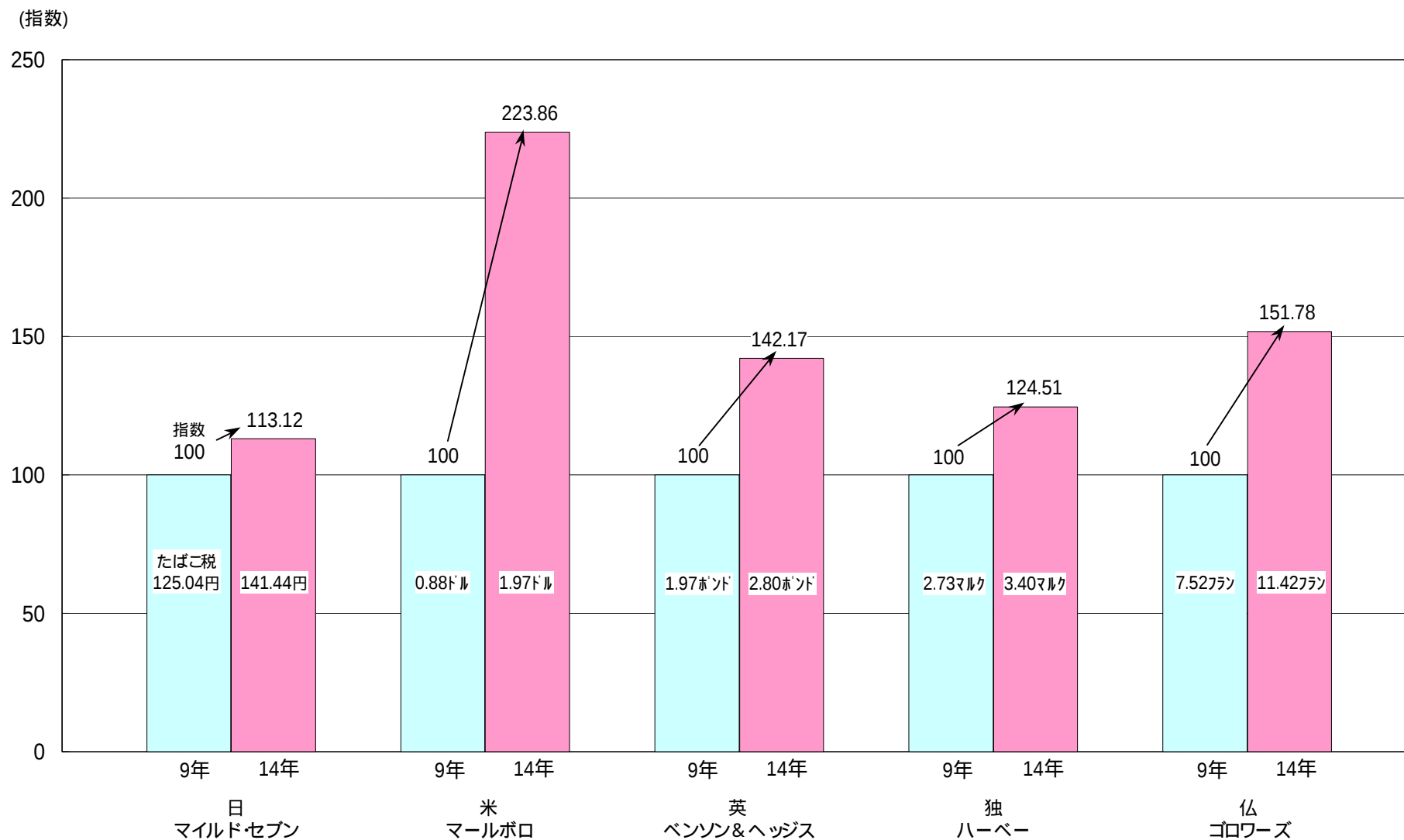
テロ対策資金の調達を理由として、2002 年 1 月と 2003 年 1 月の 2 段階に分けて合計で約 2 ユーロセント／本の税率引上げを行うこととしている。

【参 考】

欧州理事会は 2002 年 2 月、製造たばこに適用される個別間接税の構造及び税率を修正する指令を採択。紙巻たばこの最低総税額（付加価値税を除く。）については、各加盟国は、最も需要のある価格帯の紙巻たばこについて、従来の従価基準（小売価格の 57%）に加えて、従量基準（6 ユーロセント／本、2006 年 7 月からは 6.4 ユーロセント／本）についても満たさなければならないこととされた（2002 年 7 月から適用）。

〔備 考〕 為替レートは、1 セント＝1.22 円、1 ユーロセント＝1.08 円（平成 14 年上半期レート）。

諸外国の紙巻たばこのたばこ税の動向 (各国の主要銘柄の平成9年1月時点のたばこ税額を100として平成14年4月と比較)



- (注) 1. 平成9年1月及び平成14年4月の価格等により作成。ただし、ドイツ及びフランスについては、 $11 - \text{円} = 1.95583 \text{マルク} = 6.55957 \text{フラン}$ により試算した。
 2. 日本及びアメリカについては、国税及び地方税の合計であり日本のたばこ税には、たばこ特別税を含む。
 3. たばこ税額は、1箱(20本、ドイツは19本)当たりの税額である。
 4. アメリカの数値はニューヨーク市を例示している。

国税収入・地方税収入に占めるたばこ税収の割合の推移

区分 年度	国 税 収 入			地 方 税 収 入			国税・地方税収入合計		
	総 額	国のたばこ税等	割合	総 額	地方のたばこ税	割合	総 額	たばこ税等合計	割合
平成元	億円	億円	%	億円	億円	%	億円	億円	%
元	571,361	9,612	1.7	317,951	9,654	3.0	889,312	19,266	2.2
2	627,798	9,959	1.6	334,504	9,964	3.0	962,302	19,922	2.1
3	632,110	10,157	1.6	350,727	10,107	2.9	982,837	20,264	2.1
4	573,964	10,199	1.8	345,683	10,145	2.9	919,647	20,344	2.2
5	571,142	10,298	1.8	335,913	10,280	3.1	907,055	20,578	2.3
6	540,007	10,398	1.9	325,391	10,359	3.2	865,398	20,757	2.4
7	549,630	10,420	1.9	336,750	10,474	3.1	886,380	20,894	2.4
8	552,261	10,798	2.0	350,937	10,523	3.0	903,198	21,321	2.4
9	556,007	10,176	1.8	361,555	10,467	2.9	917,562	20,643	2.2
10	511,977	11,388	2.2	359,222	10,449	2.9	871,199	21,838	2.5
11	492,139	11,786	2.4	350,261	11,435	3.3	842,400	23,221	2.8
12	527,209	11,400	2.2	355,464	11,467	3.2	882,673	22,867	2.6
13	516,655	11,469	2.2	355,810	11,456	3.2	872,465	22,925	2.6
14	488,228	11,038	2.3	342,563	11,052	3.2	830,791	22,090	2.7

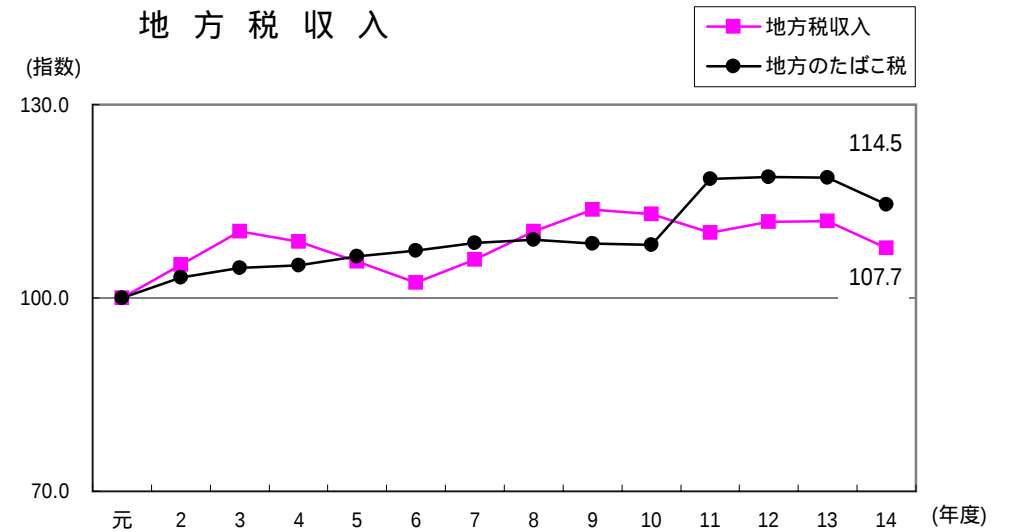
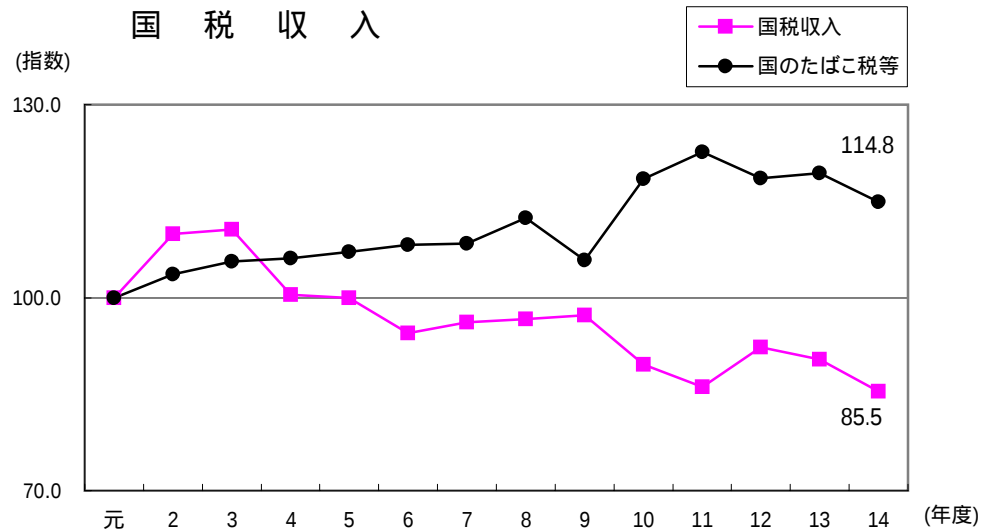
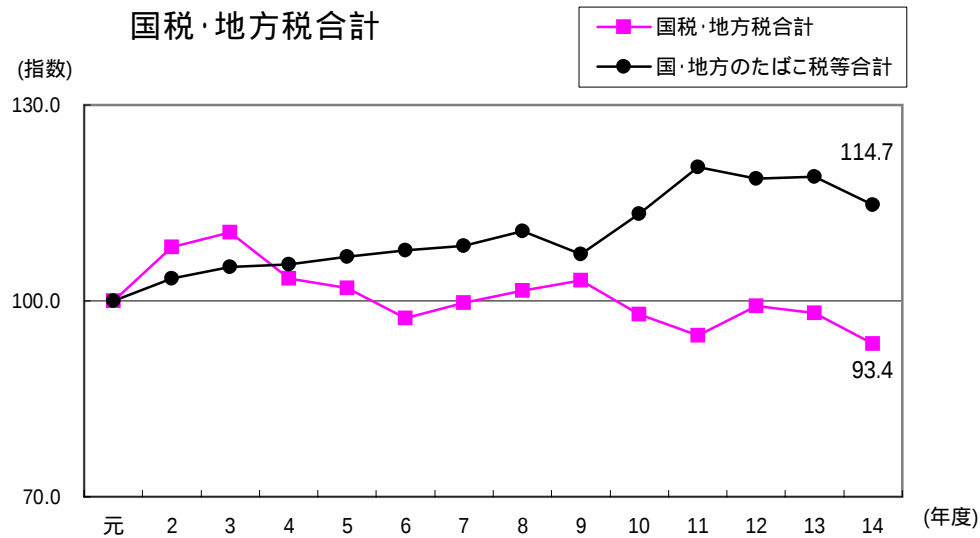
- (備考) 1. 「国のたばこ税等」とは、たばこ税とたばこ特別税(平成10年12月1日から施行)である。
 2. 国税収入の平成12年度までは決算額、13年度は補正後予算額、14年度は予算額である。
 3. 地方税収入の平成12年度までは決算額、13年度及び14年度は地方財政計画額である。

(参 考) た ば こ 税 収 等 の 推 移

区分 年度	国 税 収 入					地 方 税 収 入					
	国税収入 総 額	たばこ税	割合	た ば こ 特 別 税	割合	道府県税 収 入	道 府 県 たばこ税	割合	市町村税 収 入	市 町 村 たばこ税	割合
平成 元	億円 571,361	億円 9,612	% 1.7	億円 —	% —	億円 147,541	億円 3,476	% 2.4	億円 170,410	億円 6,177	% 3.6
2	627,798	9,959	1.6	—	—	156,463	3,605	2.3	178,040	6,358	3.6
3	632,110	10,157	1.6	—	—	161,835	3,654	2.3	188,892	6,453	3.4
4	573,964	10,199	1.8	—	—	148,330	3,664	2.5	197,353	6,481	3.3
5	571,142	10,298	1.8	—	—	138,779	3,713	2.7	197,134	6,567	3.3
6	540,007	10,398	1.9	—	—	136,079	3,742	2.7	189,311	6,618	3.5
7	549,630	10,420	1.9	—	—	139,090	3,783	2.7	197,660	6,691	3.4
8	552,261	10,798	2.0	—	—	145,915	3,800	2.6	205,022	6,723	3.3
9	556,007	10,176	1.8	—	—	149,478	2,477	1.7	212,077	7,990	3.8
10	511,977	10,462	2.0	927	0.2	153,195	2,313	1.5	206,027	8,136	3.9
11	492,139	9,050	1.8	2,736	0.6	145,863	2,764	1.9	204,399	8,671	4.2
12	527,209	8,755	1.7	2,644	0.5	155,850	2,815	1.8	199,614	8,652	4.3
13	516,655	8,810	1.7	2,659	0.5	155,580	2,812	1.8	200,230	8,644	4.3
14	488,228	8,480	1.7	2,558	0.5	145,544	2,713	1.9	197,019	8,339	4.2

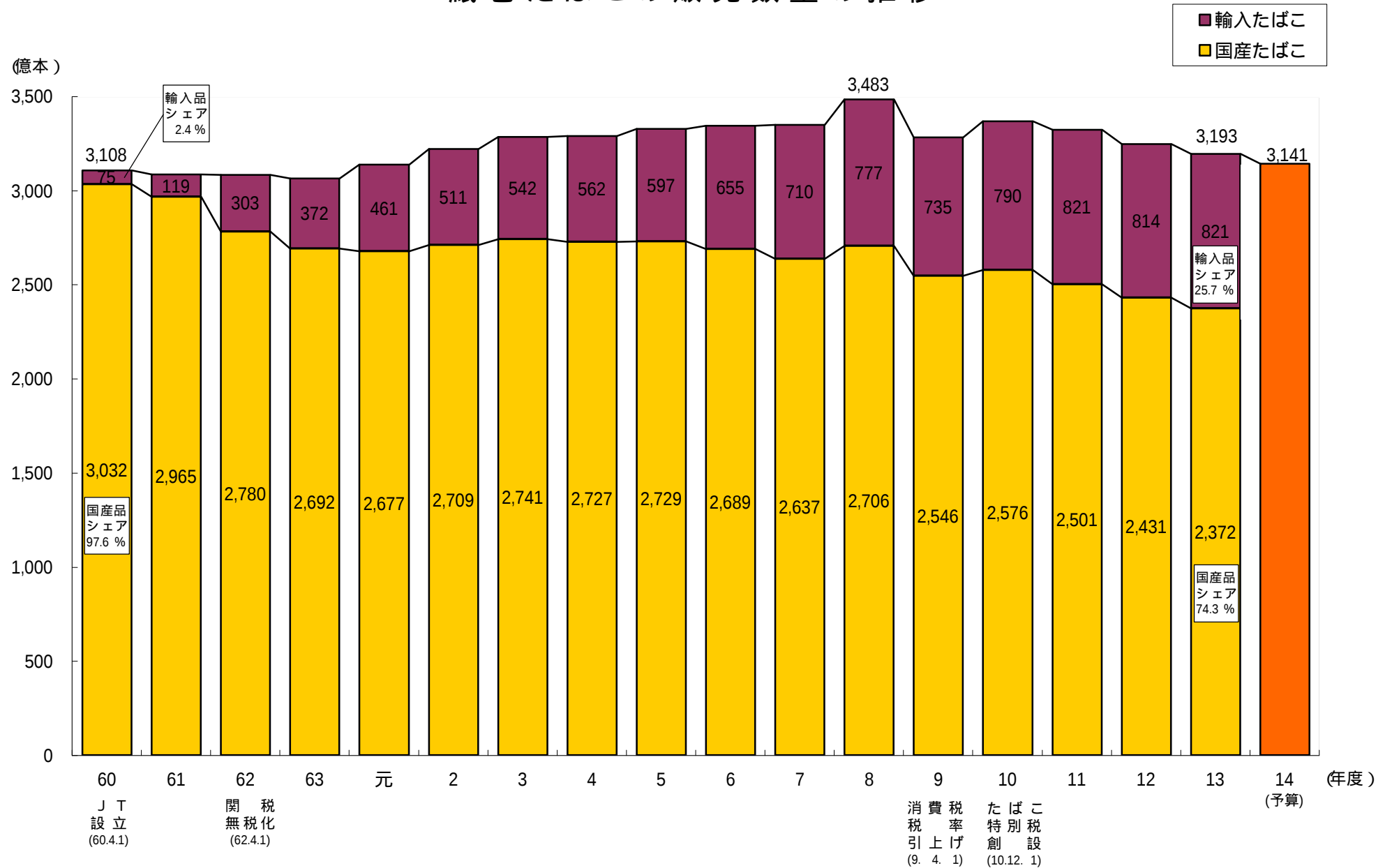
- (備考) 1. 国税収入の平成12年度までは決算額、13年度は補正後予算額、14年度は予算額である。
2. 地方税収入の平成12年度までは決算額、13年度及び14年度は地方財政計画額である。

国税・地方税の税収総額とたばこ税等の税収の推移 (指数:平成元年度 = 100)



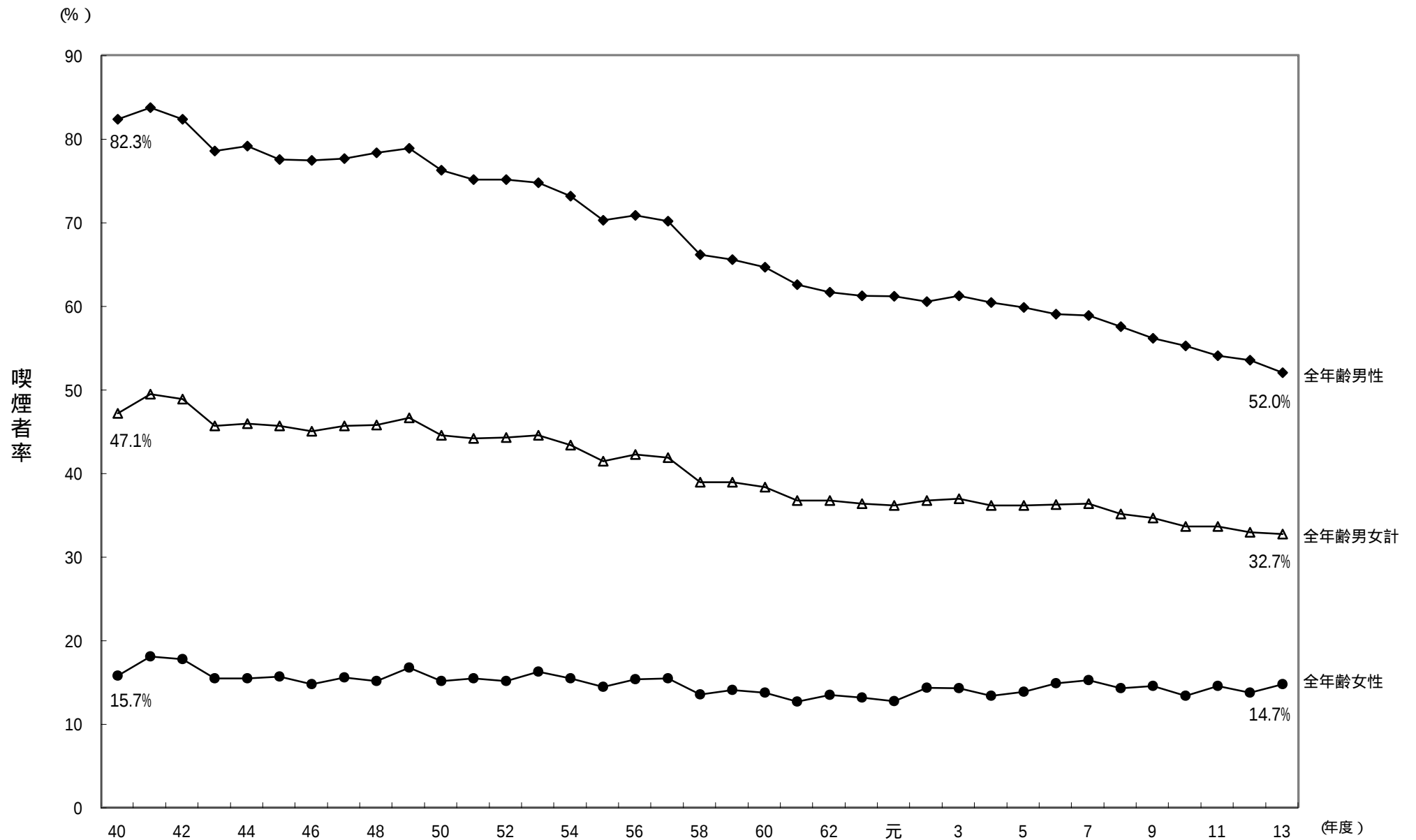
(備考) 1. 国税収入の平成12年度までは決算額、13年度は補正後予算額、14年度は予算額である。
2. 地方税収入の平成12年度までは決算額、13年度及び14年度は地方財政計画額である。

紙巻たばこの販売数量の推移



(注) 平成14年については、14年度予算における課税見込数量である。

喫煙者率の推移



(備考) 日本専売公社及び日本たばこ産業(株)の調査による。

「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（抄）

第一 趣 旨

健康を実現することは、元来、個人の健康観に基づき、一人一人が主体的に取り組む課題であるが、個人による健康の実現には、こうした個人の力と併せて、社会全体としても、個人の主体的な健康づくりを支援していくことが不可欠である。

そこで、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（以下「運動」という。）では、健康寿命の延伸等を実現するために、2010年度を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。

第二 基本的な方向

1 目的

21世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とする。

2 期間

運動の期間は、2010年度までとする。

運動の評価は、2005年度を目途に中間評価を行うとともに、2010年度に最終評価を行い、その評価をその後の運動の推進に反映させる。

3 基本方針

- (1) 一次予防の重視
- (2) 健康づくり支援のための環境整備
- (3) 目標等の設定と評価
- (4) 多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進

第三 目標等について

2 設定の考え方

(4) たばこ

たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子である。

目標は、たばこの健康影響についての十分な知識の普及、未成年者の喫煙防止（防煙）、受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり（分煙）、禁煙希望者に対する禁煙支援について設定する。

(5) アルコール

アルコールは、慢性影響としての臓器障害等の健康に対する大きな影響を与えるものである。

目標は、多量飲酒者の減少、未成年者の飲酒防止及び節度ある適度な飲酒についての知識の普及について設定する。

W H O たばこ対策枠組条約について

第 52 回 W H O 総会決議 (1999 年 5 月)

世界保健機構 (W H O) は、喫煙を抑制し健康の増進を図るため、「たばこ対策枠組条約」草案を 2003 年 5 月の第 56 回総会までに作成すべく交渉を開始する、との決議を採択。

- ・ 枠組条約及び議定書の起草及び交渉を行うための「政府間交渉組織」を設立する。
- ・ 枠組条約の骨子案を作成するための「作業部会」を設立する。
- ・ 作業部会は、条約骨子案の作成作業を開始し、2000 年 1 月にその進捗状況を執行理事会へ報告し、同年 5 月の総会に報告書を提出する。
- ・ その後、政府間交渉組織において、条約及び議定書の作成交渉を開始し、2003 年 5 月の総会で採択することを目標とする。

これまでの交渉状況

2000 年 10 月以後、政府間交渉会議はこれまで 4 回開催されており、次回は 2002 年 10 月に開催予定。

(参考) 現時点における議長テキストの全体の構成

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| A . 前文 | K . 調査、研究及び情報交換 |
| B . 定義 | L . 科学上、技術上及び法制上の協力 |
| C . 目的 | M . 締約国会議 |
| D . 指針となる原則 | N . 事務局 |
| E . 一般的義務 | O . 締約国会議、W H O 及び他の関連の国際機関との関係 |
| F . たばこ需要削減のための価格及び課税措置 | P . 報告とデータの交換 |
| G . たばこ需要削減のための非価格措置 | Q . 資金 |
| H . たばこへの依存及び禁煙に関するたばこ需要の減少のための措置 | R . 紛争の解決 |
| I . たばこ供給に関する措置 | S . 条約の発展 |
| J . 損害賠償及び責任 | T . 最終条項 |